

川口市市民参加条例（案）

平成23年8月29日作成

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、川口市自治基本条例（平成21年条例第6号。以下「自治基本条例」という。）の規定に基づき、市民の市政への参加のために基本的な事項を定めることにより、本市における市民参加を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学する者又は公益を目的として市内で活動する者（法人を除く。）をいう。

(2) 市民参加 市政の運営に対して、自ら意見を表明し市政に参加することをいう。

(3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者をいう。

(4) 自治 市政の主権者である市民が、市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことをいう。

(5) 意見聴取 市が事業を行うにあたって市民の意見を聴取することをいう。

(6) 意見提出 市の事業にかかわらず、市民が市政に対する意見を提出することをいう。

（市民の役割）

第3条 市民は、主権者として自ら、自治の主体としての自覚を持ち、市政に参加するよう努めなければならない。

2 市民は、市民参加にあたって、互いに助け合い、互いの権利及び利益を尊重しなければならない。

3 市民は、市民参加にあたって、その権利を濫用してはならず、常に自治の実現

のために行使するものであることを認識しなければならない。

(執行機関の役割)

第 4 条 執行機関は、市民参加の推進にあたって、市政の運営に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

2 執行機関は、市民参加の推進にあたって、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の保護に努めなければならない。

3 執行機関は、市民参加の推進にあたって、市民に公平かつ誠実に対応しなければならない。

第 2 章 市民参加

第 1 節 意見聴取

(意見聴取の方法)

第 5 条 意見聴取の方法は次のとおりとする。

- (1) パブリック・コメント手続
- (2) 懇談会、説明会 (以下「懇談会等」という。)
- (3) アンケート調査
- (4) 附属機関等の会議

2 執行機関は、前項に定めるもののほか、より効果的な市民参加の方法を調査及び開発し、これを積極的に用いるよう努めるものとする。

(意見聴取の対象)

第 6 条 意見聴取の対象は次のとおりとする。

- (1) 市の方向性・基本方針を定めるもの
- (2) 各行政分野の方向性・基本方針を定めるもの
- (3) 市民生活や事業活動に重大な影響を与えるもの
- (4) 市民に義務を課し又は権利を制限するもの

2 執行機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、意見聴取を要しないものとする。

- (1) 迅速又は緊急を要するもの
- (2) 軽微なもの又は裁量の余地のないもの

- (3) 法令その他の規程により、基準が定められているもの
 - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するもの
 - (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
 - (6) 執行機関内部の事務処理に関するもの
- （意見聴取の実施）

第7条 執行機関は、第5条の規定により意見聴取の方法を実施するときは、1以上の適切な方法により実施するものとする。

2 前項の場合において、執行機関は、より多くの市民の意見を求める必要があると認めるときは、複数の意見聴取の方法を併用するよう努めるものとする。

3 前2項の場合において、当該意見聴取による市民の意見又は提案を施策の決定に反映させることができる適切な時期に、これを公表しなければならない。

（意見聴取結果の公表）

第8条 執行機関は、意見聴取の規定に基づき市民から表明された意見については、これに対する考え方及びその対応の結果を公表するよう努めなければならない。

第2節 パブリック・コメント手続

（パブリック・コメント手続）

第9条 執行機関は、パブリック・コメント手続を実施しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項の公表をしなければならない。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨及び目的並びに背景
- (2) 政策等の案を立案する際に整理した市の考え方と論点
- (3) 市民が当該政策等の案を理解するために必要な関係資料

2 執行機関は、前項における政策等の案を公表した日から起算して30日以上の期間を設けて、意見を募集しなければならない。ただし、当該期間を設けることができない特別な事情があるときは、この限りでない。

3 執行機関は、市民から前項における意見が提出されたときは、当該市民の意見を行政運営に反映させるよう努めなければならない。

4 執行機関は、前項における市民から表明された意見については、これに対す

る考え方及びその対応結果を公表するよう努めなければならない。

5 前各号に定めるもののほか、パブリック・コメント手続に関し必要な事項は別に定める。

第3節 懇談会等

(懇談会等)

第10条 市は、課題、問題点等の説明を通して、複数の市民の意見等を収集する必要がある場合は、市民と市及び市民同士の自由な意見交換を目的とする懇談会等を開催しなければならない。

第4節 附属機関等

(附属機関等の委員の選任)

第11条 市は、附属機関等の委員を選任するに当たっては、その設置趣旨及び審議内容に応じて可能な限り市民から公募しなければならない。

2 市は、附属機関等の委員について、幅広く人材を登用するよう努めるとともに、透明性及び信頼性の高い運営を行うよう努めなければならない。

(会議公開の原則)

第12条 市は、附属機関等の会議を公開しなければならない。ただし、公開することにより支障が生じると認められる場合は、この限りでない。

2 市は、附属機関等の会議の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合にはこの限りでない。

3 市は、附属機関等の会議の記録を作成し、これを閲覧に供しなければならない。ただし、川口市情報公開条例(平成12年条例第49号)第7条各号に定める非公開情報が記録されているときは、当該情報が記録されている部分については、この限りでない。

4 前各項に定めるもののほか、会議公開に関し必要な事項は別に定める。

第3章 意見提出

(意見の提出)

第13条 執行機関は、市民から市政に関する意見があった場合には誠実に回答

するよう努めなければならない。

- 2 執行機関は、前項の規定に基づき市民から提出された意見については、これに対する考え方及びその対応の結果を公表するよう努めなければならない。

第4章 条例の見直し

(条例の見直し)

- 第14条 市長は、この条例の運用状況、効果等について継続的に検証し、必要に応じ見直しを行うものとする。

(委任)

- 第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。